

# 国総研の役割と今後の展開



国土技術政策総合研究所長 布村 明彦

国土技術政策総合研究所（国総研）は、2001年の国土交通省発足とともに、それまでの土木研究所、建築研究所、港湾技術研究所のそれぞれの一部を統合して設立されました。省庁再編に合わせ国の研究機関のほとんどが独立行政法人になった中で、当研究所は、国が自ら責任を持って機動的に実施すべき政策の企画・立案に係わる研究や関連する技術基準の検討等を行う研究機関であるため、数少ない国直轄の研究所として設立されたものです。これまで、政策の企画立案を行う国土交通省本省や、政策を実行する現場の地方整備局等と密接な連携を図って、関連する調査・研究等を行ってきています。満7年が経過し活動実績が蓄積されてきたことから、昨年、外部有識者による研究評価委員会のご指摘も踏まえ、従来からの取り組みに加えて今後新たに展開すべき取り組みを「国総研の研究の新たな展開」としてとりまとめました。以下はその概要ですが、関係する様々な方々のご理解とご協力もいただき、より効率的・効果的な当研究所の運営を図っていくこととしていますので、引き続きよろしくお願いたします。

### 【政策の企画・立案に係わる研究】

国土交通省が担っている住宅・社会資本整備に関する政策の企画・立案にあたっては、科学的・技術的な根拠の整備が不可欠です。行政的責任も持ったこの根拠の整備やこれに関連するデータの蓄積や研究の実施等が、国総研の重要な役割です。

国土交通省が行政の諸課題により的確に対応していくためには、各課題へのかなり短期間での対応が求められている現状においても、拙速に陥ることなく、これまでの蓄積過程も含めたその技術的本質や、将来の見通し等も十分に踏まえた裏付けを行えるように、国総研の運営を図っていく必要があります。

また、人口減少や地球規模の気候変動等、社会構造や自然状況が大きく変化してきている中で、今後の住宅・社会資本の整備・管理等を効率的・効果的に実施していくために、政策の企画・立案

に先立って、将来の国土像、社会状況の予測やそれらに繋がる現状の課題の分析の充実がこれまで以上に必要になってきていると思います。

以上のようなことから、今後の国総研としては、次のように取り組むこととしています。

- ① 各分野における高度な技術力の継続的な確保及び研究や技術基準策定の経緯等の引き継ぎが図れるよう、資料の蓄積や研究者の採用、任用、配置等を戦略的に行う。
- ② 関係各機関等が新しい技術を取り込み、総合力を発揮して各種課題が解決できるようにしていくため、産学官のニーズとシーズの結合等を強化すべく、これらの間のネットワーク運営等を国総研の重要な業務として実施していく。
- ③ ネットワークを通じた研究の取り組みにあたっては産学官の各機関の連携と役割分担に留意しつつ、ネットワークで得られた各機関の情報を有効活用していく。
- ④ 研究に関する情報は的確に公開していく。また、行政責任を負っている機関として政策の意思決定の過程に係る情報公開については適切な実施方法を検討する。
- ⑤ 国土交通省本省、地方整備局、地方公共団体、研究所等の情報流通を強化すべく、現場、審議会・委員会等の情報収集・整理・伝達等のシステムを確立していく。
- ⑥ 社会的課題の効果的な解決が図られるよう分野を超えた課題の整理を行うとともに総合的な観点から研究に取り組む。また、個別研究にあっても各部横断的な連携に努める。
- ⑦ 従前の研究等だけでなく、将来の国土像や社会状況を予測したり、それらに繋がる現状の課題の分析を行い、国総研として分析データ等を発信する。気候変動による海面上昇、渇水等の予測、道路の質や機能面での現状分析、東アジア地域と日本の経済連携による国際貨物動向影響予測、建物の性能データ分析等、今後、各分野において予測や現状分析の項目や手法等について検討し、早急に取り組む。

### 【技術基準の策定等】

道路構造令、河川管理施設等構造令をはじめとする公共施設についての技術基準や建築基準法をはじめとする建築物に対する規制のための技術基準は、国民に対して、施設等が一定の機能や性能を持つことを約束するものであり、関係者が守るべきルールとしての基準です。また、公共施設の整備・管理する際の基本でもあります。

これらは、最終的には本省の担当部局が行政行為として技術基準を制定するものであるが、その策定にあたっては、単に工学的妥当性だけではなく、社会における技術レベルとの調和、実施に伴うコスト等社会的妥当性を踏まえた検討が必要です。このため、行政機関として責任を持たなければならない基準については、国の直轄の研究機関である国総研が、分野によって多少の差はあるものの、本省の担当部局と密接な連携のもと、研究機関として持つ高度な技術的知見や最新の研究開発で得られた知見等を生かし、原案の作成を行っています。

新たなニーズとしては、管理する社会資本の増大や老朽化に伴う社会資本の維持管理に関する技術基準、施設の長寿命化に対する技術基準、地方公共団体の整備・管理する施設について一定の水準を確保するための技術基準や、団塊世代の一斉退職等に伴い低下する技術力を補完するためのマニュアル的技術基準等、新たな技術基準が必要となってきました。

一方、技術基準の整備の結果、施設の整備や管理にあたって、記載されている内容に必要以上に拘束され、現場において画一的に業務が実施され、地方の実情や要望に応じた創意工夫がなされていない場合も指摘されています。

こうしたことを十分踏まえ、技術の進歩や事件・事故の原因分析等を基に、技術基準を常的に更新していく必要があります。次のように取り組むこととしています。

- ① 新たな技術基準が必要な分野においては、その作成に必要な技術的知見を整備するとともに技術基準案を作成する。今後特に、行政の施設管理情報の蓄積及び課題の分析を行い、施設の管理基準（点検要領、運用要領等）の策定を行う。加えて、管理する施設全体を有効に使いこなす観点からの検討を行う。
- ② 関係行政機関、学会をはじめとする産学官のネットワーク等を通じ、技術的課題を共有しつつ、各々との確かな連携と役割分担を図りながら技術基

準を整備する。

- ③ 各地域における創意工夫がより一層行われるようにするため、逆に守らなくてもよいことを明記する等これまでにない新たな技術基準の運用体系の構築を行う。さらにその促進を図るため、講習会の開催、相談窓口の設置、現場における技術指導をはじめとして、地域の施設管理者に対する支援を行う。

### 【住宅・社会資本整備に関する技術指導・普及】

社会資本整備を実施する国や地方公共団体の現場においては、業務実施に伴い多くの技術的課題が発生しています。また、大規模災害時等には、通常時とは異なる現象に対して緊急的に高度な技術的判断が求められます。最近では、全国的な技術力の低下を危惧する声も聞かれます。

国総研は、政策の企画・立案に係わる研究や技術基準の策定等を通じ、蓄積された高度な専門的知識やノウハウがあり、住宅・社会資本の設計・施工・管理にも熟知していることから、地方整備局や地方公共団体等の求めに的確に応じ技術指導等を行っていく必要があります。

このため、国総研としては、次のように取り組むこととしています。

- ① 住宅・社会資本整備に関する技術指導・普及について今後もの確に対応していくため、高度な技術力を維持する。
- ② 国総研に新たに技術相談窓口を開設し、地方公共団体等からの技術的要請に速やかに対応する。

### 【その他】

以上のように展開していくためには、人材の確保・育成が重要で、特に国総研においては高度な技術力を継続的に確保していくことが必要だと考えています。

このため、研究所に加えて現場での勤務により得られた各人の専門分野のノウハウや経験の蓄積状況について組織全体として体系的にフォローアップすること、短期的に行う特定テーマについて高度な解析能力と経験を持った研究者を確保するため大学からの受け入れ人事、任期付研究員制度の活用を図ること、研究者の博士号取得の推進体制の整備などを行うこととしています。

また、各分野の実務家・研究者等から信頼され、存在感ある研究機関となるべく、研究の成果等の情報発信能力の向上に努めることとしています。